

俄羅斯紀聞

八

屬附學大田稻早
館書圖

寄第 川田氏寄抱

654

第 201

第 8

出帶許不外館

ル8
2994
8



俄羅斯紀聞

第八冊

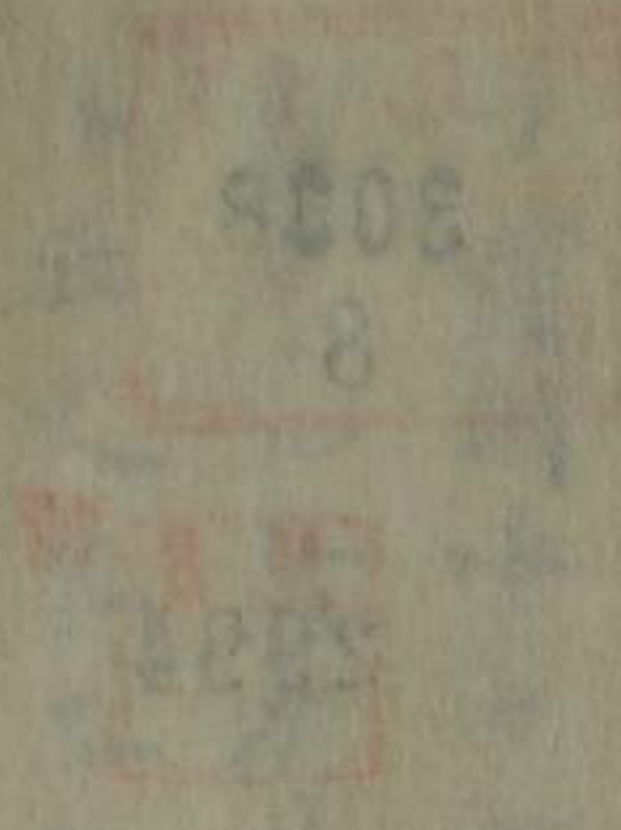
訂正增譯朱覽異言

魯西西世代略

俄羅斯聘清記

萬國夢物語

北邊紀聞鈔



門 87
號 3038
卷 8

ル 8
2994
8

訂正増譯米覽異言

モスコヒヤ 又云ムスコビヤ

没所箇未突 又作莫所未得

昌永按ニ此國羅甸呼テモスコヒア又ムスコヒアト云

和蘭呼テモスコヒン又ムスコヒイント云漢譯又莫斯

哥未亜ニ作ル是ナリトスコレ此國都ムスコウ一名モスコウ

ト云ル地ニアルヲ以テ總國ノ号トスル者ナリ又此國ノ總名

ヲ羅甸呼テ生シアト云コレ此國開基ノ始祖ノ名ニ因テ

名ケタル者ナリ漢ニ魯西亜ト譯ス和蘭呼テ生スラント

ト云又其土人ハ自称メオロシイスコイト云ニ國都モスコウ



ヲモスクワト云凡此國近古以來地ヲ闢ク極テ廣ク
西ハ波羅泥亞蘇亦齊ノ諸州ヲ奪ヒ南ハ都兒格ヲ破
小韃靼ノ諸州ヲ陷レコサケンヲ滅シ百兒西亞ノ邊疆
ヲ奪ヒ東ハ大韃靼ノ諸國ヲ併セ沙漠ヨリノ北ノ方氷
海ニ傍テ曠夷ノ東北カムサスカノ地及ヒ其邊海諸島ニ
至ルニテ皆其屬タリ故ニ今世界第一ノ大國ニシテ其國
ノ長サ東西一百七十餘度ニ及ベリ清朝順治年中ヨリメ
始テ使ヲ支那ニ通シ其界疆ヲ互ニ相約定シテ今ニ至テ
モ通信交易等ノ事蓋絶ヘズ故ニ近時清朝ノ諸書中ニ
此國ノ事ヲ記ス者多シニ朝實錄ニ倭羅思又倭洛斯

ニ作り乾隆御製文集池北偶談龍沙紀畧盛京通志大
清一統志西域聞見錄海國聞見錄等ノ書ニ或ハ俄羅斯
斯又鄂羅斯又鄂羅絲又羅刺又羅又又老鎗又老羗等
ニ作ル今明ノ文儒略カ所記及ヒ上ニ云諸書ノ説ヲ
揀テ左ニユレテ録メ以テ考證ニ具フ○文氏圖説ニ
別按ニ此ニ所言國人多盜ヨリ以下皆昔時ノ俗ナリ今
大ニコレニ異ニメ國中安靜ニメ諸処ニ學校ヲ建テ人
士ヲ教ユ大鐘ハ此國都モスコウノ内郭ケレメリンノ
内ニ一高臺ノ上ニアリテコレ我慶長年中ニアタリテ
其國主ボリスギテノウ命メ所鑄ナリ後我元祿十四

年ニ火ニ因テ臺燒テ鐘地ニ墜テ今尚存ス近時我邦
伊勢ノ舟人此國ニ漂到セル者ノ話ニ此鐘地ニ墜テ今
アリ鐘ノ四周地ヲ穿テ石ヲタメリ階ヲ下テコレヲ觀
ル其大廿年ノ如シ其重サ我邦ノ四貫五百目ヲ一貫
目トメ二千五百貫目リト云○三朝實錄出刑○池北偶談
出刑○盛京通志出別按ニ和蘭所刊ノ此國志ニ曰ク此國
次第ニ地ヲ拓テ支那ノ境ニ入テ城邑ヲ建置ス支那人
兵ヲ興メコレヲ伐ツ因テコレヲ避ケ和ヲ議メ彼城ヲ廢シ
アルゴン河源ニ近キ処ヲ兩國ノ界ト定メ千六百九十二年
即康熙三十一年ニ此國ノ帝ヨリ貴官イスブランドイヌヲ

遣メ支那ノ帝ニ貢ヲ修ム明年ニ支那ノ帝又使ヲ遣
メ此國ノ帝ニ聘礼ヲナシコレヨリ兩國永ク和好シテ
再ニ盟ニ背クナク國界ニ標ヲ建テ其盟約ノ事ヲ識
シ恒ニ交易ヲ通スト云此ニ標ト云者ハ即上ニ云フ分
界碑ナリ蓋此國地廣ク兵亦盛ナリト雖氏其西南歐
羅巴諸國及ニ都兒格百兒西亞等諸國ノ界ハ皆戰爭
時トメアルノ処ニメ彼力最緊要ノ重地ナレハ皆恒ニ
兵備ヲ嚴ニス東方ニ至テハ本國ノ都ヲ去ルノ甚遠ナ
惟其取り易キノ地ノミヲ次第ニ開キテ其人ヲ懷服シ
諸処ニ城ヲ築キ守ヲ置テコレヲ治ムルノミニメ所謂疆

弩ノ末勢ナレハ清朝ト好ヲ結テ貨ヲ通スルハ彼力最
願フ所ニメ絶遠ノ地ニ兵ヲ帶メ清朝ト地ヲ争ヒ戰
ヲナスノ事ハ彼が望ム所ニ非サレベシ○乾隆御製文集
出別○龍沙紀畧ニ曰ク俄羅斯古大食國云々出別按ニ俄羅斯
斯ヲ古ノ大食國トスルハ詳ナラズ古ノ大食國ハ蓋漢書
月リハ西南ニアケレリ明史及ニ東西洋考ニ極門答刺ヲ
以テ古ノ大食國ナラント云ニ大悔庵ガ外國竹枝詞ノ註ニ
ハ天方ヲ以テ古ノ大食國トス元ノ太祖ノ弟ノ國ト
云者ハ誤ナリ脫博斯哥ハ西語トボルスキト云コレ此
國ノ中ノ王國止白里ノ都城ニメ北極出地六十五度

福島以東九十度ニアタリ國都モスコウヲ去ルハ三百
五十里日本、七
百餘里土地富饒人居繁華ナリ此國ヨリ僧官
ノ主及ニ都督ヲ置ク恒ニ精兵九千人ヲ備ヘ又韃靼
ノ兵數千アリテコレニ屬スコレ此國ノモスコウベテル
分ノ西都ハ政羅巴ノ内ニ在テ漢土ノ地ヲ去ルハ絶遠
ナレバコレヲ知ラズメトボルスキノ府ハ此國所有ノ韃靼ノ
地内ニ於テ最富盛ノ地ナルヲ以テ誤テ國都トナセルナリ
色楞額城ハ西語セシガスコイ又セリニギンスキト云
其城邑セシガト云ル河邊ニアリテ千六百六十六年即
康熙五年ニ所築ニメ支那トノ界ヲ固クスル者ナリ尼爾

若斯城ハ西語子ルコスクイ又子ルトシキ又子ルシンスコイト云
コレ黒龍江邊ニ近クメ子ルサト云ル河ニ傍ヒ支那ノ界ヲ
固クスル諸城中ノ第一トスコレ千六百八十九年即康熙
二十八年ニ所築ニシテ此地ヨリ睦隣ノ使ヲ北京ニ通スル
ナリ○西域聞見録出別按ニ聞見録ニ所載稍詳ナルガ
如シト維氏本傳聞ノ説ヲ記ス者ニシテ信疑相半スベシ
世々女主ノ説亦然ラズ下ノ増譯中近代ノ世系名号
ヲ記ス者ト考ヘ知ベシ又控噶尔國ト争戦ノ事亦甚疑
ベシ此國昔ヨリメ他ニ属セス近古以來入尔馬泥亜國
ハ帝ト相約シテ永ク兄弟ノ國ト称スルノニ此國昔ヨリ

ハ他ニ属セス近古以來入尔馬泥亜國ト帝ト相約シ
永ク兄弟ノ國ト称スルノニ此國ノ西北ニ控噶尔ト称
スルノ大國ナク又此ノ如キ大敗ノ事亦聞カザル所ナリ
蓋歐羅巴洲中ノ一國ヲ傳聞メ控噶尔ト名クル者乎又
聞見録ヲ案ニ土尔扈特ノ君始メ準噶尔ノ故地ニ據
ントメ已ガ故土ヲ棄テ其衆民ヲ帥テ遠行シ危殆ヲ
經テ寇掠ニ遭ヒ部衆多ク散亡シ僅ニメ他哈木ノ地ニ
至リ進退窮リ商議メ始テ投誠ヲ以テ詞トセシ者ナリ
ハ必其中ニ多ク假託ノ言アリタルヲ記シタル者ナラン
乎又西北城記ヲ引テ古ノ丁零國ト云者ハ近キニ似

タリ丁零ハ古ノ世ニ匈奴ノ北ニアリシ國ナレバ今此
國所有ノ韃靼ノ内ニ古ノ丁零國ノ地蓋アラシキ高
考フヘシ

采覽異言本文別出

增譯萬國航海圖說ニ曰莫斯科未亞國其北ハ百多瑣爾

海ニ至リ東ハ大韃靼而韃靼ニ連リ南ハ都兒格ニ界ニ

西ハ里都亞尼亞禮勿泥亞及ニ蘇亦齊ニ接ス其都城

ヲ莫斯科島ト云其國主ヲ號メ臥羅多福兒斯多ト云

ト云又ニエシラ魯西亞ノ帝ト稱ス此地ヨリ他國ニ輸ス

ノ物品ハ麻采蠟牛皮厄郎土名獸皮其他種々貴重ナル皮

草及ニ鯨油醃魚等ナリ

增譯萬國傳信紀事ニ曰莫斯科未亞國一名魯西亞ト云

歐羅巴洲中ノ大國ニ其東境ニアリ其地北ハ氷海ニ

臨ニ西ハ蠟皮亞波羅泥亞及蘓亦齊等ニ接シ南ハ小

韃靼而韃靼又名韃靼里模韃靼而韃靼ト云其地莫斯科未亞國

初ハ都兒格ニ屬シシガ近時西爾葛西亞ニ其地半ハ細

歐羅巴ニ係ル今皆及大海北高海ニ至リ東ハ亞細亞

ノ大韃靼而韃靼ノ地ヲ悉メ其地ノ廣大ナルヲ比シ其

内西羅巴ニ係ル地ハ其幅員直径西ハ羅法尔城ニ至

北極出地五十九度二分起テ東ハ阿比河ニ至

二分東西天度四十一度一十分

ルマデ氏四百餘里日本八南ハ彪兒多起テ北ハ
哥辣蟻皮亞ニ至ルテ凡二百八十餘里日本六十餘里五百氣
候多ク寒シ夏月ノ間稍ク暖氣ヲ覺ユルノ凡此總
國分テ四大部トス曰西亞西亞曰東魯西亞曰莫斯科
未亞韃而韃曰莫斯科未亞蟻皮亞ナリ其西魯西亞ニ
屬スレ諸州郡ハ普羅斯哥未亞若卓臥羅譯得勿列斯
哥烏婢爾斯竭乙斯漢今斯可設歌利亞竭爾尼哥烏縛
羅氏英歷山波勒莫而都亞尼西諾字臥羅鐸縛羅得林
爾蘇斯達爾莫斯哥未亞ハ國都莫斯哥烏ハ州中ニ
羅斯多烏耶祿斯刺烏婢羅厄瑣蟻縛羅答葛爾烏波利
杜亦拏等ナリ東魯西亞ニ屬スル諸州郡ハ西撲爾都
竭乙百多索刺公多辣ハ一名白爾朱雅漢譯又百爾
名白爾模兀失丁入微亞杜斯竭乙竭羅密悉等ナリ莫
斯哥未亞韃而韃ニ屬スル諸州郡ハ王國亞私大臘甘
漢譯又亞斯德辣竿ニ作ル其地北高海邊ニアリ古ハ
自之ノ國王アリシガ近古ニ至テ遠ニ西哥未亞ニ併セ
ラ王國莫爾加耳其地大臘甘王國加山此國
ニメ古ヨリ有名ノ地ナリ自之ノ間ニ王國止白
兵威強盛ナリシハ今亦遠ニ莫斯哥未亞ニ併セ
里亞此地極テ廣大ニ至リ假夷北ノ方海ニ傍テ其東
此地ニ至ルニ皆及ビ沙漠壹節國北海ニ傍テ其東
一ギス等ナリ又其莫斯科未亞蟻皮亞ノ地ハ分テ三州

ルマデ氏四百餘里日本八南ハ彪兒多起テ北ハ
哥辣蟻皮亞ニ至ルテ凡二百八十餘里日本六十餘里五百氣
候多ク寒シ夏月ノ間稍ク暖氣ヲ覺ユルノ凡此總
國分テ四大部トス曰西亞西亞曰東魯西亞曰莫斯科
未亞韃而韃曰莫斯科未亞蟻皮亞ナリ其西魯西亞ニ
屬スレ諸州郡ハ普羅斯哥未亞若卓臥羅譯得勿列斯
哥烏婢爾斯竭乙斯漢今斯可設歌利亞竭爾尼哥烏縛
羅氏英歷山波勒莫而都亞尼西諾字臥羅鐸縛羅得林
爾蘇斯達爾莫斯哥未亞ハ國都莫斯哥烏ハ州中ニ
羅斯多烏耶祿斯刺烏婢羅厄瑣蟻縛羅答葛爾烏波利
杜亦拏等ナリ東魯西亞ニ屬スル諸州郡ハ西撲爾都
竭乙百多索刺公多辣ハ一名白爾朱雅漢譯又百爾
名白爾模兀失丁入微亞杜斯竭乙竭羅密悉等ナリ莫
斯哥未亞韃而韃ニ屬スル諸州郡ハ王國亞私大臘甘
漢譯又亞斯德辣竿ニ作ル其地北高海邊ニアリ古ハ
自之ノ國王アリシガ近古ニ至テ遠ニ西哥未亞ニ併セ
ラ王國莫爾加耳其地大臘甘王國加山此國
ニメ古ヨリ有名ノ地ナリ自之ノ間ニ王國止白
兵威強盛ナリシハ今亦遠ニ莫斯哥未亞ニ併セ
里亞此地極テ廣大ニ至リ假夷北ノ方海ニ傍テ其東
此地ニ至ルニ皆及ビ沙漠壹節國北海ニ傍テ其東
一ギス等ナリ又其莫斯科未亞蟻皮亞ノ地ハ分テ三州

此地 蘇亦齊ノ事亦上ノ見ノ曰繆列滿斯草乙列波里日得爾
斯草乙列波里日刺刺漢斯草乙列波里日刺刺漢斯草乙列波里日刺刺漢
皆一主ノ命令ニ敬後ス其主ヲ尊称シテ臥羅多福見
斯多ノ大君又加撒亞見
斯多ノ乃千帝ト云ル義ハ其本入ル馬泥亞ノ國語也
後世其名ヲ明見ト云ク者ハ新羅國ノ昔時選馬ノ主也
此國ニテ撒亞見ト云ク者ハ和蘭語ニテ踏稱ヒス也
此國ノ史志ニ曰ク此國主皆一姓ト云ク者ハ和蘭語ニテ踏稱ヒス也
若五百帝四年日本元正十一年明正德九年孫永世始
千受テ帝位ヲ約テ誓フト云ハ撒亞見ト云ク者ハ和蘭語ニテ踏稱ヒス也
相來ハハ心ノ帝トハ即也ト云ハ撒亞見ト云ク者ハ和蘭語ニテ踏稱ヒス也
唐ノ玄宗ノ時ニ南詔國主閣羅鳳唐ノ帝ノ号ヲ即テ此孫永世始
蕃語ニ弟ヲ謂テ東帝トスル云者コレト相倍タリ皆昔ハ
鐘トシコレヲ主ト云フ初メ此大國皆城邑少ナクメ深林
野地多ク其地素不毛ナシ非スト維氏人ノコレヲ經
營スルヲ稀ニ國主ノ諸子各分地アリテ或ハ位ヲ爭
テ相戰爭セシガ近世ヨリメ制度大ニ定マリ傳統例正
シク其長ヲ立ルノ法トナリテ國中兵乱ナク官吏心ヲ合
セ土地ヲ經營シテ城邑多シ又古ハ其土人皆多ク風
俗野鄙ニノ理義ニ違セズ讀書寫字算計等ヲ知ラズ
其國制度正シカラザルガ故ニ他邦ノ商賈此ニ至ル者
皆此國主ノ令ニ開ラズメ交易頗隘ナリハ此國ノ舊俗

兵數々利ヲ得タリシガ千七百零九年日本寶永六年
八二彪ル多ク地ニ戰テ大ニ蘇亦齊ノ兵ヲ破リ
亦上ノ蘇亦齊ノ條ニ見エ按ニ此時蘇亦齊ノ王波羅
巴ニ説テ三國ノ大軍ヲ以テ合テ其國ヲ帝自ラ兵ニ
得トノ迎ヘ戰テ大ニ破テ志ク其國ヲ帝自ラ兵ニ
齊及ニ破テ羅泥亞ノ王皆僅ニ免テ其國ヲ帝自ラ兵ニ
敗死ス真斯哥未亞ノ人遠ニ進テ其國ヲ帝自ラ兵ニ
其諸州ヲ併セテ皆莫斯哥未亞ノ人遠ニ進テ其國ヲ帝自ラ兵ニ
邊境ノ地廣ク其人猛悍ニメ割掠ヲ好ニ屢莫斯哥未亞ノ兵連
至テ始テ平グト云
戰皆勝ヲ得テ遂ニ千七百十年日本寶永七年清ニ其禮
勿泥亞ノ地ヲ悉ク奪ヒ取レリ是歲又都兒格國ト莫
爾大未亞ノ國竊ト里亞ノ東ニアリ自立ノ普魯訶河ニ戰

シガ尋テ和睦ス
格ト和睦ス然レニ去年積亦齊ノ王戰敗レテ其背キ兵都兒格ノ
界ニ侵ス此時帝西方ヲ經テ入レテ其後兵都兒格ノ
兵ニ得トカヲ莫爾大未亞ノ國ニ攻入レテ其後兵都兒格ノ
格ノ人カヲ皆機ニ應テ都兒格ノ人遠ニ進テ其國ヲ帝自ラ兵ニ
一兵ヲ收テ再ヒ和ヲ講シ誓盟シテ自後勝ヲ一ラ得テ因
テ互ニ干戈ヲ止ルハサハルハ約ヲシテ自後勝ヲ一ラ得テ因
テ始テ聖ト加テ動ハサハルハ約ヲシテ自後勝ヲ一ラ得テ因
清康熙五年又窩ハ所傳ト千七百十二年日本正
十一年又窩ハ所傳ト千七百十二年日本正
條亦見エ二近キ處ニ於テ蘇亦齊ト水戰シ千七百十
三年日本正德三年清ニ又ホル斯德印ノ南境ノ地ヲ奪ヒ
地ニ戰テ蘇亦齊ヲ破リ遂ニ其肥良的亞ノ地ヲ奪ヒ

取り千七百十五年 日本正徳五年 清康熙五十四年 宇瀨生沙瑣泥

郵ノ二國ト兵ヲ合セテ大ニ蘇亦齊ト戦テエラ破リ

其諸城ヲ破掠シ其將士ヲ俘獲スル一極テ多シ其後

千七百二十一年 日本享保六年 清康熙六十年 九月ニ澄乙斯答多ノ

地ニ於テ蘇亦齊ト和睦シテ其所得ノ地甚多シ 蘇亦

濟ノ條又西方波羅泥虫國ノ地ヲ併ス一甚多シ

其女帝益耶 按ニ千七百二十五年正月二御多行

トノ國ヲ理メシム此女帝甚賢ニ其後御多行

女王ト云ル義ナリ太子西歷高志御多行

帝ト云フ照レ氏位ニ居ル一三年ニノ祖スユレニ因テ御多行

第一世ノ帝ノ兄伊能ノ女曾テ哥島ル龍出ノ國公ニ

嫁メ寡トナリテ彼國ヲ治メ其才徳著キヲ以テ迎ヘ

兵五萬ヲ遣メ先波羅泥虫國ノ乱ヲ聞テ此事上ノ條ニ見

拂郎察國ニ属ス所ノ波羅泥虫ノ諸酋長ト戦テ皆ユレ

ヲ破リ其偽王斯答尼秘老斯ヲ逐テ其國ヲ定メ地ヲ

闢リ一甚廣シ又千七百三十六年 日本元文元年 二小

韃靼及都兒格ト戦テ大ニ己ラ破リ西翁市ノ城地及

吉里摸ノ半部ヲ奪ヒ次テ又都兒格ノ兵ヲ破

テ阿孤沙哥島ノ諸州ヲ取り逐ニ悉リ吉里

摸ノ地ヲ併セ尋テ莫尔大未虫國ヲ降シ其威大ニ震

テ

此時小... 及都兒格... 兵卒軍... 等ヲ獲... 諸...
得等ヲ... 都兒格... 伯... 瑞... 知... 送... 云... 〇... 千七
拔撤... 都兒格... 官名... 兵馬大... 總管... 十リ... 〇... 千七
百三十八年... 清乾隆... 三年... 再... 和睦... 七リ... 今... 七帝

厄利... 伯... 瑞... 第... 一世... 帝... 少女
ナリ... 五... 千七百... 四... 十... 年... 瑞... 帝... 少女
女素... 全... 德... 乃... 以... 帝... 共... 二... 推... 千七百... 四十二年... 保... 二... 年

清乾隆... 其姪... 伯... 瑞... 歌... 阿... 杜... 洛... 微... 紫... 于... 立... 于... 太子... 十... 一... 十
庶政... 聽... シ... ム... コ... レ... ハ... 千七百... 二十八年... 日本... 享... 保... 十... 三... 二
月二十一日... 誕生... セ... シ... 人... ナリ... 尋... テ... ヲ... カ... 為... ニ... 入... ル... 馬

泥... 盜... 法... 兇... 多... 國... 侯... 契... 利... 斯... 低... 諸... 亞... 吾... 斯... 多... 一... 女... 加... 太
里... 耶... 垂... 歷... 吉... 西... 歌... 耶... ヲ... 迎... へ... 了... 太子... 一... 妃... ト... ス... ヲ... レ... ハ... 千七

百二十九... 年... 日本... 享... 保... 十... 四... 五月... 二日... 誕生... レ... タル... 人... ニ
千七百... 四十五年... 清... 乾隆... 十年... 二... 此... 太子... 二... 嫁... セリ... 二... 按
天明... 甲寅... 一... 歲... 伊... 勢... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日

天... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
歲... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
吉... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日

北... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
察... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
二... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日

馬... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
馬... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
馬... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日

莫... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
莫... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日
莫... 國... 以... 一... 此... 國... 人... 三... 送... 一... 舟... 人... 曾... 一... 此... 國... 二... 漂... 到... 二... 壬... 子... 一... 日

大... 都... 一... 其... 一... 二... 十... 三... 百... 二... 十... 五... 年... 日本... 享... 保... 十... 三... 二... 年
大... 都... 一... 其... 一... 二... 十... 三... 百... 二... 十... 五... 年... 日本... 享... 保... 十... 三... 二... 年
大... 都... 一... 其... 一... 二... 十... 三... 百... 二... 十... 五... 年... 日本... 享... 保... 十... 三... 二... 年

元... 泰... 定... 二... 年... 二... 所
元... 泰... 定... 二... 年... 二... 所
元... 泰... 定... 二... 年... 二... 所

策十リ

按二和蘭所刊此國志三曰千三百年二此國生

地ヨリメ都ヲ此地ニ遷ス此時ヨリメ始テ魯西亜國ノ

元ノ大德四年十リ即チ此地ニ都ヲ遷メ後伯多珠第一

世ノ帝諸州ヲ併スニ及テ又西ノ方英熱爾滿蘭出ト

禮勿沈郵ノ間志冠花河ノ窩々所德海灣ニ注ク處ニ

大都城ヲ建フコレヲ新都トメ名テ伯多珠部ル孤ト云

又名聖伯多珠部ル孤ト云新爾孤ハ城ナリ度數語曰

此都北極出地五十九度五十六分東面度四十六度五十五

分コレヨリメ此國西都アリ其莫斯哥島ノ京城ハ分

テ三段トス一部ハ石ヲ疊テ墻トナシ一部ハ土ヲ築

テ封疆トナス第一ハ其子城ニメコレヲ該谷ヒ臥羅鐸

ト名ク又該谷ヒ臥羅鐸ト云其規制最廣大ニメ赤色

ノ大石ヲ疊テ墻トメコレヲ環シ中央ニ帝ノ宮殿アリ

コレヲ鳩勒點臺ト號ス石ヲ以テ三重ノ垣ヲナシ深

キ濶ヲ以テコレヲ圍ム殿閣造建其美麗巧妙ヲ窮極

テ寶庫及歴代ノ塋陵アリ又二ノ說教堂及寺觀ヲ建

テ皆美石砌成シ鉛瓦ニ鍍金セルモノヲ用テ屋ヲ覆フ

テ金碧光耀ス第二ハ次郭十リ也也兒臥羅鐸ト名ク

コレ白郭ノ義ニメ其郭皆白石砌成スレバ十リ第三郭ハ

古ハ斯哥羅統境ト云今ハ該摸臘尼亞臥羅鐸ト名ク

コレハ土ヲ以テ封疆ヲ築ケリ又莫斯哥河ニ傍テ一郭

名テ撒謨子哥亞勒紫塞ト云コレヲ第四部トメ亦説

模臘尼亞臥羅釋ノ内ニ属ス又斯の歴判少城前ノタス

軍卒四萬人及ヒ火術ヲ斯羅博達諸外國ノ人府第等ハ

皆城外ノ別府タリシガ今ハ皆都内ニ入テ城郭甚大

ナリ其羅城ノ周匝入ル馬沈郵國ノ里法ヲ以テコレ

計ルニ凡七里日本ノ十里餘其外ハ皆陸田ト云ル河水

リテコレヲ環ル都内ノ人家多クハ石或ハ木ヲ以テ造

建セルモアリ又此都外斯謨冷斯哥ノ州界ヲ去ル下此

國ノ里程ニテ三百六十里此國ノ一里ハ本邦ノナレ此

ニ五百ノ寺觀アリ又入ル馬沈亞人所居ノ府アリ造

建美麗ニメ人居稠密ナリコレヲ名テ斯孤羅博達其

西ノ寺觀ニケル和蘭諸厄利亞及ヒ暹馬ノ寺觀各一

ケルアリ又其御多録勒孤ノ府城ハ千七百零二年

日本元祿十五年ニ蘇亦齊ヲ破テ其英熟尔滿蘭土ノ

全地ヲ攻取リ次年ニ其地ノ海口ノ処ニ於テ新ニ所

築ノ大都ナリ己伯多録第一世ノ帝非常ノ智量ヲ以

テ新ニ美麗堅固ニ造建シテ天下有名ノ大都會尙賈

輻湊ノ処トナセリ此都城厄花河内ノ小島ヲ中央トメ

コレヨリ次第ニ築テ大地ニ連ナリ大小ノ戦艦ヲ夥ク

造テ此ニ貯ヘ此國ノ帝多クハ此ハ居テコレヲ新都ト
之宏大北麗ナル宮殿苑囿ヲ建フ其本國有名ノ諸都
會ノ地ノ南賈皆此ニ聚テ交易極テ便利ニ又百兒西
西國ヨリノ絹帛段疋等ヲ輸ス一世ニ名アリ其他ハ
爾馬沈亞和蘭及諸外國ノ人モ此ニ群聚シテ各華整
ナル屋室ヲ建テ居住メ貨物ヲ貿易ス故ニ土地極テ
富テ百貨アラザル所ナシ千七百十六年日本享保元年
清康熙五十五年
ニ帝命メテスル此都ヲ修造シテ其華兼テ極メ且其
舊都莫斯哥島ニ通スル間ノ林野山澤ヲ開キテ直キ
大道ヲ通シテ往來甚自在便利ナラシム又此都内ニ

大學校ヲ建テ諸州兵ニ外邦ヨリ有名ノ學師ヲ召シ
招テ文學諸技藝ヲ國人ニ教ヘ法制禮樂悉ク備リ人
才傑出スル者今ニ及テ益多シ其後女帝聖德太子命メテ
処ノ幼童ヲ教ユルノ學校ヲ増シ造リ又三府ヲ置ク
一ハ天文測量ノ學ニハ格物窮理ノ學三ハ古今史録
ノ學ノ會堂トス又書堂アリテ群書ヲ貯ヘテ人士ニ
便リシ又刊書ノ府ヲ建テ諸書ヲ刊行セシムト云フ

校正畢



魯西亜世代略

清朝入聘記附

魯西亜ハ歐羅巴大洲ノ東ニ在大國ナリ
紀元

千二百四十六年魯西亜王ノ爵ヲ受ク千三百年ムスウト

云地ニ王城ヲ築クユレヨリシロシヤヲ称シテムスユヒヤト云彼土音

ムシクワト云

其國漸ク東北ニ廣カリテ西細亜大洲ノ内ニ處々ニ城郭ヲ築キ

千五百十四年^{ギリヤ}厄^ヤ勒^ヤ齊^ヤ陞^ヤノ帝^ヤ爵ヲ嗣テ遠ニ帝号ヲ称ス千

六百四十五年^{スエ}帝^スアレ^キニス^ニサ^エロウ^イツク時其國政大ニ治ル

然レ實際^ス帝^ニ其疆地ヲ犯スヲ以テ時々戦争アリ

帝ノ少子幼ヨリ明敏ナリペテルアレキシウツツ名ク其兄ノ統ヲ
傳テ帝位ヲ嗣ク魯西亜ノ盛大ナル一実ニコノ主ヨリ始ルナリ故ニ
彼邦此帝ヨリ以来大統魯西亜ノ義ヲ以テ其國ヲ称スナリ
今其帝代ヲ記スル一左ノ如シ

○ペテルアレキシウツツ者先帝アレキシウスミサエロウイフノ少子ナリ先
帝千六百七十五年ニ崩シテ其長子フウドルコレヲ嗣ク在位八年ニ
シテ崩スナレ故ニ其弟イシアレキシウツツ即位ス然氏素願
疾アリ且眼ヲ病テ殆ト明ヲ失セントス故ニ周年ナラスシテコレヲ
少弟ヘテルニ讓ル時千六百八十三年帝年僅ニ十歳帝生レテ聰
明睿知性寛仁ニシテ才文武ヲ兼ス其成長ニ及テ專ラ安民

富國ノ一ヲ務トス故但其國人其具徳ヲ感佩スノミナラス歐羅
巴諸隣國コレニ服シ終ニ亜細亜ノ北地悉クコレニ歸スコレヲ以テ
諸人尊テハアテルデスハアデルランフト称ス ゲデルハ父ヲ云デスハ之ヲ
本國之父ト云フニシテ
云ハアデルランフハ本國ヲ云是
民之父母ト云ト同意ナリ今ニ至テエウロバ諸國ノ人其語ヲサケテエ
テルデンゴロオテント云ゴロオテニハ大ヲ云尊ノ義ナリ

此ヨリ初千五百五十年頃ヨリ西細亜ノ北漸々ニロシアニ從フ千
五百八十七年北韃ノ北海俄夷ノ北東カム抜カツトニ至ルマテ大抵
ロシアノ命令ニ服シタリ
千六百八十九年キルトシキンスコイノ内子ルトシキニ築城シ支那ノ
堺ヲ固リス此處ヨリ北京ト交禮ヲ往來ス

千七百二年インケンミラントニ築城ス此地ハ原ロシヤノ属ナルヲ此ヨリ
前百五十年ニ雪際亜ヨリ犯シイングリヤト云国ヲトル今年ロシヤトリ
カヘシタルナリ

千七百三年此地ニ皇城ヲ建ツペテルスボルグト号ス

千七百廿一年雪際亜ニ王爵ヲ授ク又弟^ダル^ミ亜^ヤニ王爵ヲ授ク
排郎察プリユイセン和蘭皆年貢ヲ献ス

同年諸大臣巨室帝ヲ称シテ曰ハテルテスハテルラニケイセルニゲ
ヘエルリユスラントエシ^ンペテルテゴロオテ即此号ヲ進テ尊称トシ諸
州郡ヘ示シ隣国ヘ傳フ

同年大ニ水陸道路ヲ開テ支那印度巴尔齊亜等ノ交易ヲ通ス

千七百二十五年帝崩壽五十二遺書アリテ後世ノ規則トナル
其子幼弱ナルヲ以テ太后^ニシテ^ラ嗣ク^ユレ其遺訓ニヨルナリカダハリ
イナアレキシイウナ先帝ノ后^ニシ^テ女ナリ帝ノ内政ヲ助ル^ノコトヲ
相將軍卒ニ至ル^ニテ大ニ其德ニ服ス

千七百廿七年ニ崩壽四十一十七條ノ遺訓アリ時ニ太子年十六
即位

千七百廿年瘧ヲ以テ崩ス先帝ノ姪^ニシ^テ嗣

アシナイインノウナ太上帝イ^ンアレキシイウ^フノ女ナリ即ペテルゴロ
オトノ刑腹ノ尼ナリ 諸州郡ノ主ヘ命令ヲ下ス^ル十九條

千七百廿九年ペテルゴロオトノ遺制ニヨツテ帝都ニ大學校ヲ建

貴族ノ幼少ヲ入レテ學習セシム

千七百世一年支那ヨリ使聘来ル是帝德遠及フコヲ賀スルナ
リ已下諸國ノ使コレニ同シ

同年八月都兒格ヨリ使聘来ル

同年カムスカフト乱ヲ作ス暫時ニシテシフマリタリ已後毎一人獸
皮一枚ヲ貢ス年々不怠

千七百世二年巴尔齊曲ト和睦ス

千七百世四年巴尔齊曲ヨリ使聘来賀ス

同年入^{ホオゴト}尔瑪^ツ泥^ツ重ヨリ使聘来ル

千七百世九年キリムセララタリマ其界ノ地ヲ犯シトスコレヲ所

テ大ニ水軍ヲ發ス後和睦ス

同年諸外邦ノ隣國ヲ巡見セシム其使俄夷ノ東北三十六島ニ

至レモノアリ此人素和蘭人ス。レンベルグト名ク其官^{セエヒ}ニ

云^{海外交易ノ}ヲ^{司ル者ナリ}

同年ホオレントルエタルクロオムフランス、エングルス皆使聘ヲ来ス

千七百四十年帝崩壽四十六

イシデテリク光帝ノ甥ナリ生テ未數月

千七百四十一年帝急疾病而崩都下大躁動ス

エリサルトヘトウナ帝^{ペテル}テゴロオトノ女ナリ

千七百四十一年即位

今年カムツカワトノ縣邑官府ヲ修理ス

カタリイナ 未詳 女ナリ

宝曆十
二年
千七百六十二年即位

隆
年
廿七

魯西臣國ヨリ支那帝都北京ニ勅使紀行

リュス國帝王ヨリノ勅使ノ名

ラウレンツ ランゲンス

一紅毛千七百十五年當安永七年八月十八日各請取所の

要領の書簡を形國の帝王に捧ぐ則リュス國の故地ニ

スボエトシムル大河より其河名を子ハトシム此河より

お帆

一同廿日スロイトルホルエトワセオト着

一同廿二日スタララドガよりソルコラハトシム河より

河を渡りて同廿三日ノホコセツトの内オ着トルワケとテウナ

レラは九月七日レスゴロ国ニポトラツデン
乗物トヒナリ器物ノ少イ
来り此所ニ滞留
各ナリ馬ニテ引モノナリ

一十月廿二日右ノ所ニおき同廿四日プリスラウと云ふ所ニ着
一回女百口スロフと云ふ所ニ着

一曰女百口ヤロスラウと云ふ所ニガと云ふ河側沼と云ふ所ニ村
在り也

一ウラスセコウヘン 一ウクケルヌケヤム

一ウ此等始終ニ彼ノ用ニ即若馬と云ふ物舞夫と
付多く倒し強き物と飲

一夫レ多嫁を女は是は七十より成ハ百迄養ケ格ニ半

羊多く侍う一牧者之能馳女区是ハ鞍ハ美ニ潤澤ナリ
れハアリ

一彼の念佛ハ老羊の皮是を楯トナリケテ彼口唇の口より
釣れり其前ニ彼等ハ群を成り遠くハ彼徒志の人別ニ
彼ハ佛と念する法と云ふハ是ハ彼先祖より同女共成リ
ナリ

一其雅より其を過らんと思ふハ之必ス人及れども世始
末ニ少何あれハ若き者ニ其の強りハハ影取群
ナリ

一他國の人折取馬中羊を区ニ與ふ如クに約定して其

月と云ふ事これと云ふ石炭者云々此口一画は東洋に接する
一此族の男女は金銀より玉を服に著る彼は服長きひ
とあり此女歩むと云ふ組たる髪は長く種々の細
の飾物を指折り彼を思ふ事是れドイツ國の牛と云ふ彼
方御細をよ者よへイデン常にかみ合たり

一其後銘々若ブラツコイニ傳ル事ハヒラスケンのコルマンダント

一テラプエヤム 一オパモルスカ 一ニソフスカ

右廿九日出四日の間あるなり

一回世日其村をススターラのスイスリヤムニ着来より行けハ
シユウナと云ふ大河より出るは川の渾水コルベルカラセクと云ふ

湖水より流れ出る川なり彼の流る所をイルガの西ウステ
イガと云ふあり彼を去る河名を去る去る屋敷テ
ウナと云ふ川は一回はありアラシガの側ウイフドセイ譯曰
与海との路を曰ダロワトカ及アハリトサと云ふ村ある

耕牛鞍ニ暫此所ニ人馬ヲ休足サセタルカ

一翌千七百十六年正月朔日ユ。プロストツカと云ふ一ツの村は
あり是れと云ふトトと云ふ田舎の内は着

一回二日カラハア子ニ遇一郡一組の商人凡そ千餘是中を盜賊の
名を商人なり至て戦列しる事あり

此國より其好國は通商せしむ事ある國なりユチンガベルソワ
及スラホラダと云ふ

一回三日ボツホロスカアヤム

一回四日トスシマ及ニラチイナ

一回五日コロラトウスティンガとよふ一ツの里あり

アレキセイナとよふ一ツの村あり

一回六日ソリウイツノゴスカとよふ一ツの美麗なる里

一回七日此村スバアセ廻りの國をセイラとよふ又シラニヤとよふ

一長七十の^{ヒトナカ}江カ有り各七^ハカハ^{行程の}数五ツの^ハ左ルステン

一^{一里}ナリ或ハ^{五ツウエル}トイテ國の^{スニテン}ハ一里國人此^ニ宗門キリ

イキ宗あり^{イキ}彼等生涯^{イキ}秘祖を^{イキ}石知

一回八日此村ラフシイ^{リニ}彼其^ニ姑^ニとよふ^ニ其^ニ末^ニ此^ニ村^ニボ^ニゴ^ニル^ニテイ^ニナ^ニ及^ニ一^ニの

方の森地あり

一回十日ウスガアヤム^ニ若^ニ野^ニ無人^ニの^ニあり^ニ中^ニニ^ニ寺^ニあり^ニウ^ニス^ニテ^ニレ

テイ^ニス^ニワ^ニボ^ニテイ^ニナ^ニと^ニ名^ニく^ニ其^ニ中^ニニ^ニ僧^ニ回^ニ人^ニあり

一回十一日此村セロキダヨワ^ニ及^ニカイ^ニゴ^ニロ^ニト^ニと^ニよ^ニふ^ニ里^ニカム^ニマ^ニと^ニよ^ニふ^ニ河

の^ニ側^ニ此^ニ河^ニ大^ニき^ニよ^ニ廻^ニり^ニ甚^ニき^ニま^ニと^ニて^ニ流^ニれ^ニを^ニ乘^ニウ^ニラ^ニル^ニが^ニと

い^ニふ^ニ河^ニよ^ニ流^ニる^ニあり

一回十二日再^ニ義^ニ野^ニ無人^ニの^ニあり

一回十三日此村セーツラフ^ニコ^ニラ^ニア^ニヤ^ニム^ニウ^ニロ^ニル^ニカ^ニと^ニよ^ニふ

一回十四日此村ウイル

一回十五日ソリカムスコイとよふ里ありカムとよふ

河の側よりありて長し^{シホ}塔井世にありて水深より五十尋何
せし、其塔の白らぬ雲其國の川はカイゴロト及ツリスカムスコイ
ゴロトトベレニヤと名く此國名の其下の城下ありて名を取て名
同きものあり其住居の人ハス國の技と知く不肖也
ベルニヤと云ふ彼知くかを往昔の事と傳る古人の言あり
ステーパンタリキベルムスコイと云ふ者ありリハス國より其るキ
リシタン宗傳ありし由

一回十六日イテセフスカとエヨハとのふあ

一回十七日シプロン此村を他より山の間に置たりてさるな
タルステン 行旅の終りなり但ド
イ千國のハニ里不也 皆思ふは孰甚多し形謂ソラ

ペル狐馳鹿エランデイルレエン獵等あり

一回十八日何及何於なる人と思はし是自ら何名乗り何の
一類あり其類は何の邊より来るかと彼等と以始シ
ベリヤの刺史ガリシンの支配の至教を授る猶今ハ思首一
不生涯の内事なり也

一回十九日其村カラウル

一回廿日是其國の城下ウイルカウリヤと云ふ於て是ベリヤと住
衆の者を皆細密に改め先は村ありソルダ及ツリノハヤムあり
一回廿一日過るよりつるより一ツの少き原野美人の也

一回廿二日ブラゴウニセニスカドスラボトダア此は十里ありヤフパンチヤ

云わよトリンスカラストロイ氏名クトルラとよ河と流して彼方より溢る流行くとロボルとよよふふの其先カニヲハとよ村あり

一回廿三日其村をヨルカ及カメンカ

一回廿四日トメーン及イスカ村あり

一回廿五日ヌラボトダレセレスカポコロフスカヤ是方きある村あり夫よりべレウソヤム及シケスワアケイ

一回廿六日其村シキキイナ

一回廿七日ベリヤの敷とロボルスケイとよ此所高山は有りて其嶺廻り瓦とよとよ葉けり義義ある寺あり其餘町の

内子有り見よよ義義あり此山の麓おイルキスとよ河流ありカルモクケンノ南の方よ彼河の流より夫^{より}九廿二丁程流れくとロボル兼イルキスよ^の南の方より成亥の向に流る其末ヲヒストロツムとよ河よ^の麓の彼およ種々の魚あり石碕ステレツテン。スヌウクのカラウセン。パアルス。ステユル及クワツベアルル女河よ其味ヲベイケート及エニイセの内より捕る程よ名實

耕牛扱こ此名滞る一々人馬体と見エタリ

一二月八日再又各イルテス河よお解して回十あるタラといふおよ著す此里よ住居の考りよハトホルスケイの地を去年凡百廿里其名の里よ^のゴノタン宗向己の種人住居は是れ也

國人の由りて家牛馬及羊等とよく相着く金銀の用あり
半不多是を平の送しめとて皆見ふに違ふる所なきなり
夫も子牛少くして三足成り多く煙草の後の者は法を
けり猶支を賣物とせし又ハ母牛の死見しとて致さば
るくもの思ひハひくさ板をさく腰への代り
て自ら過る者其煙草一の隣り上りて堅まるるなり
より干魚と煮物を以て彼食物のたんと大毒物とて製し
のたんとはくなり是を主一画と振りて見る由り
むし者も茶を飲まば此毒物及ボウと用

一 格別客舟の節は馬をとりてみ多く致其客の多

少よよ一し彼飲酒をハフル 日本長崎より といふ草の實を

製したるものなり或ハ馬乳けとて製する煙酒と同然

モ注釈を以て相換相の時板を中用とておる婦人樂
するなり

一 彼衣服リユス玉の製も多不遠上古のトスの風俗を知らり尚

今はニリ國には凡を用さる

一 此國の曰婦人銀を假し羊流りす右體銀の曰婦人
似れとて彼も趣く特り耳銀の能る而已と阿は常
より飾らんと致する時鼻の中通り飾る事あり是
と尚事と飾らんと致するの度と事聞い下候の者自銅

年鑑を以て之を補ふ

一貞物年々其國の帝より献上す不謂サアブルの皮狐皮其
外種々の皮物に彼等其國主計かき以て然レカントツル
所より献上是レモリスの國主たり其國ズリヤ韃靼の南西
より向ふ隣國たり是を去りてバウラフタンといふあり

一タリといふ里山河の側より其河名は田嶺の名あり是里
と云ふ事ハルフセルスト 三丁條あり其
あり イルテスの中は流の彼れを
大さ中分して周り廻あり其は銀を蓄く常備也

一曰せ一日亦銘を彼れにおきてバアアポの内より来る彼所より
大なる曠野ありイッレモ者トムスケイ云所迄通りまゝなり

一此曠野は一群の韃靼人住居す是をバセニバルバリンスケイ
タルトリスと名く其彼レ自夏タラ及びカシ川は群集を彼等宗
教へイテンと云ふ生營地也如此彼等正前より南より人おきて
彼住れ土中の穴あり上より高さ二尺餘柵を圍繞し其まを以
て窟とす本を以て刺する一のやま佛像あり其形人の如し
是より其の内より建物をよみ其れを以て衣帯凡其丈ケ尺
許此サイタンと云像に向く必輒利を奉る事なる新き布
毛の綿衣を寄附す一利ありんすと云ふ

一彼等食物は干魚乳粉常に飲物に雲水之其飲物は曠野
より越るよおし水なり 彼れ僅に馬計と行くと外けはあり

それと森の内に細く長く雪の下より産物を取ると云む
少許のたぐいと云ふたきま物も物も云ふ事少く何れも
ゆふし夫と大に好む事何れも云ふ事少く何れも
あれを金と貴む事少くあり

一 彼等衣服帽も物も各々種々の皮切と云ふ物取ると
あり

一 彼等と瘡を云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
事少く焼それを保つ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
彼等との帝王も貢物を納む事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
前記の如く種々の如し

一 爰に實事有り此族ヲステヤケンナリ 分れ来る凡クセイ河
の流多く此河より云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり

一 三月七日の如くトムと云ふ河に其の流を止む事少くあり云ふ事少くあり
然其流も其の流も此河に流る事少くあり九日は其の流の里に到
著す此流も其の流も此河の流も此河の流も此河の流も此河の流も
合して流る事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり

一 此里に甚く幽く鏡も云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
の或は白き皮類多し云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
といふ爰に有る事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり
山中より産する事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり云ふ事少くあり

五物往大ス左イテ国の生捕する者爰彼方より金を捨予有
り古墳より折帝種々の古物取悉くは金銀の鳥魚佛像馬具の
をて馬の轡靴器耳の指輪の帽子種々の不多し其を考
るは是上古よりハ佛法貴人爰より信せしものなり其を考
具の内は今残れはハ鉄釜一ツ少る器具儻是ハベルゲンボームと
いふ木を紐するべし

一曰水晶山を鬼お中訂より各種の色あり玉類多し石
より竈を正坐のテヤメントは類中ボームスより是ハ堅剛
て光甚末再石を爰より無憂

一曰十石あるは終に重て宜平地の道のりシヨトフムと

いふふは其の一の沼ありく水回流り此信居之者此流過
りは有はシヨリスケイ地名タルクレイと名く流は猶又見よ彼
中を望み其の彼妻は若し狩におつて取或野麋を取
て爰より其末家内を魚を以て爰より

一曰廿二日回抜カエンセイセイスカアの中より其の此里エンスセと
川側はあり東南よりハ東方を分ま其里の生向西の
方は流色甚末の方は廻りて北海に流るエニセイハツの大
空ルストるは如くトルカンスカを燃は五空ルステン廣一皆
過るは種々の魚あり其上の味ハステルレトといふ魚何なり
ト宜

一 其皮細工ニ爰ハトホルスケイヲラナトムスケイナリ猶又悪シ

一 近ク此里ニセマカキ甚ク是依ル骨類ニ拾得スルニ是ガ

何ノ汗又ハ皮ニ入ルニ人知ル所ニ多ク象ノ骨トシテ夫

ト五人お好持思ふニ是ハ其ノ洪水ノ彼方此方ニ流布スル

ガ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

シヤノ一類釋下象 其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ノ骨外ニ自然ニ大ニある獸地中ニ居ルニ三ト名ク其ノ骨

的ニ此風ニ似ルニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

有リ夫レ地ニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

それニ随テく似ルニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

一 其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ニ 此ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

下 同子奉テく旨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ナリ

一 其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

中 如金子見テスルニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ラ 如く日乾カスル中ニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ニ べリヤノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ト 一ニ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

ル 其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

考ニ

其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ其ノ骨トシテ

彼は毎夜自眼を極小の束にしてペリヤより運送せし夫を云フ
に是は其のこころ然思ひ日の光を中里に照らすありと云ふ

一 然るに其思ふよは是を云ふに然骨を以て是今在生知あり庸
直の人教多の程境を有して是角を分明あり牙及
胸骨夫おとんり夫を生血及肉付るあり且此一子思ふに皆
骸骨夫の寄を思ふあり有りぬは皆骨なりと云ふ

一 五月廿四日エニセイノの者長野に在る馬上の道より其を
ぬ此河川の氷をけし上を銘と思合付しと云ふ

一 銘に赴先右幸帝の道ありザーカンツケイタルスと云ふカンツケイ
と云ふ川側の所はベルケンボームと云ふ木の皮をやを成作り
住む鴻と云ふ彼れは近付く鮮及者であると云ふ其の根をハ
この代は食は其年に行て城と云ふなり彼お宗門ハハイテン宗
あり

一 六月十六日ブラフコイに各到着大にふる村アヒガサと云ふ
河邊にあり是よりオクカの中は流す

一 此住居の者んそれとブラフケイをタルスと云ふ名く彼等其馬
牛羊多し皮の日度と云ふ住居す人物不其是多し
馬四百匹有り其外數多し彼ら海多し古野敷と云ふ
を是其年よく捕るあり然るに何時はよ馬一匹死し
若れは彼等の貴客の料理を用ひる夫れ彼の焼酒を

凡馬乳汁を多く飲ませ他の強き酒の代りを用いつましくは彼
 婚姻をせしめ換ふにし嫁の夫より彼は馬牝牛牝牛と彼娘
 は有りては強組の後堅に今も石床に付て此城下三十里向
 方へ有彼は其國の帝王は貢物敵をある故系女に多事
 の多きなり此里一ツの谷間をゆく山をゆく巖峯の二ツ
 の中川に別し其名城下の名は同一是西北より南に
 流ましくトコンソルの中は流ソラベル然他ありは多き里し
 一七月十日銘々地よりおま同十三日そより十八里向に
 ニール村に相待長なる為物に再遇す
 一四十八日ソのましくイルクフケイに有る路は毎年形西建朝

又名モンカレン 王をて左將モスコウ 又ハ其國下の國ををりは國
ヤ子隣五郎の支配
 の隣國にむくハ銘々別着を知るなり是ハ其國帝王の控
 作法を夫より請んり為なり

一イルクフケイに回里夫をエイスブランドイデズニむくおイトスユ
 ツケイと名く火穴有りて乾餘は有れそ不見一アツガアラの流
 里の前を這有り彼流はカチスセーよりおく此イルクフ川ハ
 流ましく爰にの夫が彼里の爰限に離るるよりイルクフと云ハ
 爰限に離ましく有り此事江の方僧室有る里の向はあり
 く美盛の一寺あり

一八月三日銘々バカチスセーよりおる江より一の寺を

見す實よしニトニコウアスと崇教なる佛像多く飾まりて思ふ
ふ其れは寺ハイスブンドイテスより愛利移しあるべし

一此ハイガル別名ラアリスニイクスといふ東西の廣三十五セルステン
隨る人思ふよはなり南は五百セルステン五セルステン名ハイチ國の小
一層ありん五十里と云ふ

彼を名付くスヘトライモレヌカヘイリゲブルと云「訳テ雲湖」皆
是と雲湖と云此湖深るすと噂ふと云ふ事難き此水を海

は行くる焼酒多むと云及美奈の所移して儘ひとするそ石
也此清水を野しきオフトセイと云ふヲフトセイ海平は有

一四日名行て云所の船を平船あり白風吹けるを伺ふ

引

一四五日風少し海をまりて路なるをむ初夜と云者ボソルスケイモ
ナストル汀邊に有寺の側なる

一六日お帆してセイリンゲイといふ河を渡る其路しり名を再
一の寺あり各にありえのニコラアス佛の名

一四十日昼名カバンスコイは着岸すはたひぬ一の里有れは城
ありトイスブランドイトスに似しる

一四十一日名が立陸地ボルスコライファイカを渡るに是たひぬ里
あり其平よ一の美築なる寺ありをば名H一

一四十二日名ウデインスコの城下の中ユーク河の邊に着此水の

城郭を山の頂に築く三角あり

一 四十四日若凡益以り六回之支配終りの城にセリギンスユイ子到
着少き取手の城より一人のドロースト 彼居住はシリシカ川と名
付るを依側より添助あり彼添ハモカアレン國の中西の方より西
流をくバイカレ所の中より於度各カラバ子の人より遇ハ先達
名 彼亦子モニカアレン 所のホフブマン 名 到着其人を考
也然るに銘は凡の下知なき仍る銘は總一書を著しくカレ
モレンの領主は著しく銘に到着の趣を知を著す彼人返書
子子速一人のラミアハモニカアルの僧をホ系を著す一然ハ各
其返事のは甚早く三十日ハ待つ

一 八月下旬の頃、漁者の側より届せしるは、エイズブランドトイ
テスマくえんたを著り 此魚の名を國人ヲモリリと云

一 九月二日支那のキングレインを人シリシカより赴く支那帝王の命
を請銘を以て迎のためよ来るポトフッデンは 馬わく引道具ニムス
コヒヤ及雜糧多く用

一 一回七日銘はシリギンスユイを著し去ル日九日サラワイン
の中より来るシリイン及モニカアレンの間より隣りて角を以て著る
置たり其間野山谷を以て通る日十五日より川側より
著るを著り大飛脚と名する系を長城のお塔を著る
中より本を不思然ハ馬鹿を焼あり

一此住居の雑穀^レ馬駱駝^ト多^クあり中分の人^ノ下^リし^ク三四千
匹^ニお^シ熟^シ釣^ル也

一彼高僧とコワトクといふクレイラ^ノの支配下^ニ立^リ夫^レ雑穀
人の中^ニ多くハ大^キ威勢^有リ彼佛像^多くハ「シイヘルスボラム^ト名
を^付く彫刻^セり種^々の形^有り^ハ獅子^等多^クり小^キ銅
の器^内を^施子^ト少^ク張^ルる^ト安^カる^ト也

一十一月六日老^キ多^クの長城^{なる}瓦^をひ^く築^り一瓦^の
厚^さ二^寸さ^らん^ニ為^レ徳^の通^一面^トす^テさ^らる^厚さ^二寸^ト出^ル
は^あて^り其^長さ^東より^西に^海上^の積^りを^フラ^ンス^里敷
より^三百^里尤^高下^ニ不^相續^リ此^城の上^ニ少^ク取^ル城

有り四方^ヲ弓^矢を^備へ^り銘^々通^道門^の側^ニ右^の方^ニ番
士^八人^其急^度警^備一^有り^他子^有り^叮寧^子銘^々と^並び
番^人は^おお^ろく^茶花^をこ^と後^はよ^あれ^作法^をひ^く左^の方
と^るに^武士^三十^人一^箱子^細を^帯り^箭を^持て^立り^武具
ハ^其形^の作^法通^シお^後を^夫ハ^又半^里カ^レガ^ント^いふ^里ト
智^者銘^々回^道の^マン^クレ^イン^者彼^のお^シコ^シン^ダン^ト城^皆雑^穀
と^多す

一銘^々重^重旅^館子^著す^一人^の死^体を^見る^是亦^京の^刺み^す
銘^々と^並び^す不^あり^はし^の事^りと^多く^見る^何方^ニ名^{あり}
永^くる^事也 皇^帝路^と相^待る^事也

彼方於此形は相を付く此人カスラアトシ陸奥切連てて
華を尊ぶは人路は遠なるハ帝王國政ヲ能命して路
は而も智系待改革お海をり若や其今ハ空過ハ時
をりんり政事の役人皆選ぶ此は役人再入り夫は路は前
夜吾人有り帝王の命を路は宮をハるハ空味帝王
は相得待そく言はしとる路は各ハ路はのハ空く降
里る政羅巴也大貴をりつそ路は山勢を如もむハ
恭受一ツの政方の者を居候此を帝王告して再其
述ハハ皇帝勅免あり皇帝勅件を下るある毎年の會
士同伴且通年政せりの勅免を宮路は宮中奥の座は通
日於彼方白皇帝を座しりハ道は路はハ奥法教子管
故帝王の前は路は若路は之度地はつけ平伏を多礼
終く再立りく又路は予如前路は恭受のた是此格
式二三度路はくハ空を居入り空言勅免は玉座
迄く了し其時一人の敬上人路はのを死く帝王の左
の方居入り路は御座會士玉座の左の御子伺りて
言側子有る座具を路はくそと路は平伏を勅免の
始はハ見ス國帝王益堅固あり其勅免を御座會士と以
系帝王おまの御不例もく有る処猶又途中を脱受便は
く路はの由承く勅免ハ善哉此所女座中勅免は或久路中

理黄亞仕子ハ勅使自身能くハ録ハつて十分ノ
多クハ支那ノ若知ハ解子ハ其道ハ甚クハ好シ

一食事也ク教免ヒ多ク再詔録子御ハ如ク退カ前皇帝

より會士此人ヲラニス人者ハ
ドミニクスルニト云ト召ルハ人トシテ終ヒ余子

謝シヨク支那皇帝ハ始メ各達ナリ想世界ノ王ノ子ト

知事トシテ知能知事トシテ方ハ以テありテハ他方ノ者邦ノ

上ウロハ遠隔故今ノ各風俗ニ法オト知ル以依テ世尊

心ト保ト以後皇帝世オト旅人トシテ思物ト自ラ子ノトク

子引信ル者故録ハ皇帝ノ言ハ多ク廣大ニ信能ク朕中ハ録

録退カハ間不久去テ上人ヲ其耶蘇會士ト人皇帝

より物物ハ幕子持者ハ所謂美徳ハハ浦苗トテ三種生

コレントモ未彼人長クハ録ハ心任テトク又ハ支那ノ

朕ト此中ハ若用可致式物物ヲ下テ多ク交結有ハハ

ト上皇帝ノ勅命ト傳ヒ者著初汝ハ夫子付テ人長子

若初子ハ肌者唱子ベツ配分致甘キツノ衣裳ハ極表他

白毛ノ重ナリ四十四日毎ノの貴人録ハ迎テテ再

入来ルハ多クハ宮中トテ越クハ皇太后ハ録ハ此中ハ少

多クハ少クハトス國皇帝ハ在録ハハ皇武録ハ勅命

録後物故多ク於言多ク知是トス國皇帝無限ノ好ハ物

録ハ著間ハ多ク故今ハ何事トス見テハ勅命トテ録ハ

其の彼方なる知事を見し國^皇帝凡此の事何れも之の望む
 八庫よりお進出に及ぼし勅を賜ひし皇^帝凡此の事何れも之の望む
 此物に有れども此の此の國の此物に今も不足せり皇
 帝に任せてある故に計りてくも之より此日王宮に送るべき
 女居然し子帰館に後凡此半時計より此物に取らば及人
 外に驢馬を走すべし鞍を穿ると王宮より此物に用向の
 其の此の交結に回寄りて馬城の毎日の引替りて其の
 路に於て月より下銀羊米穀の飼糧お給ふ月を病急館
 に下りて此路に之を警固せしめ之にダレン人且又此物に
 人お居

一如此系其後年有る會士其人の時を此フランスの會士
 子孫のハナキキヤ燈物のカケル火之禁具ナリ形如此重次子
 調心と添りて交結お給ふ而此人著た其のハナキキヤ
 故に此物を通の物と知りて之をえりて之を代りて
 事あり 彼人於て又を橋國と望む其れを彼人より見ざるに
 始りて之を成る所を白りしとて之を望むとて此物に人
 能はり計りて之を白皇帝の勅を賜ふて之を成る所あり
 人由東より赴りて夫より一時計りて之を成人のこころに
 宜しかりカールの繪圖に望むとて之を成る所あり此物に
 凡此の事甚と石を信其れに推して此物のお賣買より後

時計あり物き方其間此は城中より火を扱入る内子銃
 二三千匹を一度にすすすく雷鳴を為す此次は皆息に岳
 の上より男大婦より細を持ち歩廻るより働り下り別子物
 上の者より中程より紙より他より銃二正者若く者長
 三君其内より熨燭を括り口中に含み銃を括り此銃時計
 其内を通り然り城中より拒の兵器より城を射り端
 的の響きより失るより今一つの城は此の響きより再三銃
 撃れて彼方此方強くもこの拒戦し城郭を此銃計り
 きて去るより大術は是理より修り皆見えおはれ千計火
 術のあり掛り有り是種の義しと彩色あり此奥の

万側より居て少のすし右守此大術の習皇帝より及ん
 小勅命より小島より今にめりしより會士銘と譽る是此
 の大術は最早二千年にあり少く夫より習しする在位の皇
 帝の思ふより
 是其目録にするおはランゲーの目録及録の考するより要
 用計其條のたし紙を物しす計は板あり替る事あり
 家より附せり

文化壬申冬十一月念六日騰寫竣功

支離子識

美國善物語

渡爾爾未突おし行一も莫不未為と書此地歐邏巴州の東に
あり甚の少くく莫即見の少なりとあり此は海より
海あり北水陸高より大海より通せし海と云ふ其水
鹹きなりとあり名付く此高海といふ日本江州湖水の趣を
水鹹きなりと云ふは國のありし海より大陽日輪の運行
の方より甚しかりし地陸濕より其濕氣水陸高也冬
積雪すききく氣候甚寒なりし大空國より大河より
水は氷の日中よりと極よりとありと云ふは雪れらるるを
存す如く板よりと云ふは雪れらるるを存す如く板よりと云ふ

一 奥島とては地名改稱仕の儀相札の如し書書に其言
朱書とて西無情と改稱仕の由は其旨大改稱仕の
儀のつりてとて或は旨れ其旨とて改稱仕の由
其旨とて改稱仕の旨とて其旨とて改稱仕の旨
とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨
より先稱仕の旨とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨
即ホロムシリ島辺の進人島西中人後身仕の旨とて
ケレコト年事とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨とて
府倉仕の旨とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨とて
この改稱仕の旨とて改稱仕の旨とて改稱仕の旨とて

クナシリ 碇
トバチヤトイ
シトロツフ
エトロフ 碇
トベフナツシヤ
トイワンシトロツフ
ウルフ 碇
ワヤシユムナツシヤ
トイワンシトロツフ

ヤンケチリ。ホイ 碇
セムナツシヤトイ
シトロツフ
レフシチリホイ 碇

同名

シウチユラ、碇
シトロツフ
シムシリ 碇
レシナツシヤトイ
カシトロツフ
ムトウ 碇
ヘフナツシヤトイ
カシトロツフ

ウセシリ 碇
チヤテリナツシヤ
トイワンシトロツフ
ラシヨア 碇
テリナツシヤトイ
カシトロツフ
モトウ 碇
ルハナツシヤトイ
カシトロツフ

ラフコヤキ 碇
カシトロツフ
モシリ 碇
デチヤトイ
カシトロツフ
シアシユタン 碇
セムナツフ
シトロツフ

シトロツフ
カシトロツフ
チンコタン 碇
デバトイ
カシトロツフ
ハルコタン 碇
セシト
シトロツフ

フニ子エタン 碇
ベアトヤラ、
シトロツフ
カシトロツフ
シリンケ 碇
セシベルトイ
シトロツフ

ホロムシリ 碇
ナアトロンラ、
シトロツフ
ツヤコハ 碇
アライテシ
シトロツフ
シユムチヤウ 碇
ナハロライラ、
シトロツフ

心込 碇

右前地物一箇中ノ書付抄

魯西亞人東轍夷地に渡来年譜

明和二年乙酉

ヲロシヤ人イバシエニテ、ヲシヨア船に初る後来ニシヨリ船
越年仕多ク

明和三年丙戌

ヲロシヤ人イバシエニテ、エトロフ船に初る後来船中ノ船子
見合フシ、ウルフフ船物帆越年仕多ク

明和四年丁亥

イバシエニテ、ウルフフ船小先船ノ物帆ニ長ヲシヨア船
船夷人共ニ及石漆物也仕多ク

明和五年戊子

ヲロシヤ國大船初るウルフフ船在浦ニテウ場ニシテ後来
越年仕多ク

明和六年己丑

ヲロシヤ人イバシエニテ、エトロフ船ニ後来仕多ク

明和七年庚寅

ヲロシヤ人ウルフフ船小先船ノ長夷人トシテ船中ニ殺
シテ

明和八年辛卯

エトロフ船ヲシヨア船小先船ノ船夷人徒堂船ニシテ

将ナシル船ヲ被テクヲロシヤ人數十人殺害仕事

安永元年壬辰

ヲロシヤ人ウルツフ船被テ石仕事

安永二年癸丑

ヲロシヤ人大船ウルツフ船被テ後事仕事
人等少少物物仕事後右大船難風ニ逢ウルツフ西浦
アツトイモヤアツトイモ破船仕事

安永三年甲午

エトロフ美人等ウルツフ船被テ海に沈ラロシヤ船被テ沈シ
右条船の志サ一回西浦アツトイモヤをエトロフ船被テ
人等少少物物仕事後右大船難風ニ逢ウルツフ西浦
アツトイモヤアツトイモ破船仕事

安永四年乙未

ヲロシヤ人アツトイモヤ船長を殺害人等と交易仕事

安永五年丙申

ヲロシヤ人アツトイモヤ四年城帯長交易仕事
大船被テウルツフ船被テ二十回に後事被テ仕事
志サアツトイモヤ船長を殺害人等と交易仕事

安永七年戊戌

ヲロシヤ人ベレトブセテリヤウコヘツ其外大船の志サ向後
ヲロシヤ人少少物物仕事後右大船難風ニ逢ウルツフ西浦

安永五年船隻地キイタツクの内ノツカニウ松前家運上屋
に海軍改役人等相對シラフロシアの内ヲホツケテ中処に
物帳改し尚又同年秋末ウツツク修造海軍改役年ノ事

安永八年己亥

ヘレトフセメテリヤウコヘツ其外の志等々船隻地の内ツク
シの内ツクシユイ此年中に各船を以て海軍改役人等
不取付旨松前改役人等々ヤ海軍改役年未お送ハ
要物改シウツツク修造海軍改役年ノ事

安永九年庚子

ヲロシヤ人フレトウセメテヤウコヘツ乗船ウツツク修造ハニナウ
船隻改役人等々大津浪等々大船回不山の事ツ新揚ヲロシヤ
人の由溺死シ老々々々々々

此年十月以ウツツク西浦ベバハヤリ一ノ船中一人の死後
々々々々外心毒の事々々々々積込の事々々々々ヲロシヤ大船改役年ノ事

一天明元年辛丑

ヘレトフセメテリヤウコヘツ其外の志等々ウツツク修造ハ
子丸系物改役年ノ事

天明二年壬寅ヲロシヤ人海軍改役年ノ事

天明三年癸卯

天明四年甲辰ヲロシヤ人ヘレトフセメテリヤウコヘツ大船

天正九年庚子ウルツフ碇ハ幸ウ山ノ江打揚ハ大船
トケ方トシテ右場ハ海來仕ル事

天明五年乙巳 フロシヤ人ニヨシノスケイシユヨハクカチ三人の
去ルウルツフ碇合エトロフハ海海取シ載手仕ル事

天明六年丙午 幸能美地也と云フ所用トシテ名を以テ
小島名傳後ハ信々トエトロフ碇ハ海海フロシヤ人三人ハ
邊討取ハ由右ハ西ハクカチ仕ハ是年エトロフハ少船

幸能碇物仕ル事

天明七年丁未 フロシヤ人ニヨシノスケイシユヨハクカチ三人ハ
碇浦長仕ル事

天明八年戊申 右二人の去共エトロフ碇者四ケ年越浦

仕仕此年同碇ハ少船ト幸能碇物仕ル事

寛政元年巳酉

寛政二年庚戌

寛政三年辛亥

寛政四年壬子 フロシヤ國ハ漂流人百連幸能美地子モロ

場ハハ海來仕ル前載手仕ル事

寛政五年癸丑

寛政七年乙卯

フロシヤ人ヘレトフセウシリコレ子ニテ初
トシテ右十人大船ハ幸能ウツフ碇ハ二十ウハ海來ハ

てしへしにウセワシリコレ子ニテ外三十二人回あの上陸し
手取の虫の物帳仕の事

寛政八年丙辰 ヲロシヤ人ベレトブセハシリユレ子ニテ

一回にウツツツの帰るを船乗地アツケシ長夷イニイ占其

・外長夷ウツツツ各交易相成る事

寛政九年丁巳

十年戊午

十一年己未

十二年庚申 アツケシ子モロウナシリ船乗人サウルツツ

海海に依るるエトロフ船乗人より海海に依るる交易

依るる交易の事

享和元年辛酉

去所勘定格富山元十節のわ人自付津山等年々ウツツ

ノ船海海にアツケシヲロシヤ人へレトブセワシリ子ニテ

仕の事

享和二年壬戌

ヲロシヤ人ウツツツ船乗人仕の事船乗人サウルツツ

仕の事

享和三年癸亥

ヲロシヤ人ウツツツ船乗人エトロフ船乗人サウルツツ

後海に任する事

文化元年甲子

ヲロシヤ人ニレトセワシリコレニチ
積りて久し然順風をくわんフフ
奉仕ハラシヨア
此年仕ハ由此後

文化二年乙丑

ハレトセワシリコレニチ
物事仕ハ積りて
此年仕ハ由ラシヨア

在チ明和二年乙酉ラシヨア
此年仕ハ由ラシヨア

外南文化二年乙丑迄
此年仕ハ由ラシヨア
此年仕ハ由ラシヨア

丑十月

傳七おラロシヤ人よは傳實十一月五日カムサ弁ベト占バ
ウシコイ湊に進入湖ありぬし 居は湖の或指り経者
三後凡六町程、有、湖内、水之主、五人、定上陸
いし、日、多揚、負、傾、外、私、テ、旅、宿、あり、配、いし
十一月廿四日、与、是、の、一、回、上陸、いし、富、重、節、國、為、源
七、編、考、于、飛、御、屋、ガ、ア、リ、ウ、ク、ミ、^テ正、千、キ、リ、コ、ウ、フ、方、一、名
を、回、房、寸、七、三、得、い、し、い、し、の、事、同、一、回、在、事、多、^テ多
く、板、敷、い、し、い、し、の、事、唐、太、徳、の、奪、取、持、集、り、の、為、縁、と、傳
り、及、び、る、住、居、あり、^{板、敷、の、事、同、一、回、在、事、多、^テ多}能、治、法、炮、脚、ヲ、ウ、セ、ミ、キ、セ、ム、正、千
正、千、ガ、ウ、ロ、ウ、等、宣、後、廿、附、添、寄、瀉、世、後、故、し、旧、人、家、始

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

の首領ニカライサンタラエ千二百と後商人ニ千二百ニカラ
小唐太師ニ奪取ル米四升程ヲ後ニ持来リ病ニ
立来の仔細ニ禁生種ニ塩菜ニ致シ以て菜ヲ附於飯
或ハ之、食半為故ハ唐太師持来ニ換ニ之為強弱ハ
唐若クナリ官板ニ之致借リ千之換ニ之食半ニ之
ハ美ニ病の女房ニ禁禁致シ以て湯ニ洗之^ル以て之見
清御リ活縁ハ此ハ百ヲウセニ千ニ千ニ千ニ千ニ
後菜種ニ借リ手賄ニ致シ田人ニ中ノ法者又之忍人
ど一官ニ世貴極ノ菜ニ致シ菜ニ食用飯後之米ニ禁禁
風味亦宜ニ同迷惑^ルナリ楠ニ借リ千楠ニ米ニ入持
ニ少ク飛揚飯禁禁^ル右米を振店^ル亦^ルニカライサンタ
ラエ千二百と来リ何故右楠米を捨^ル成^ル形^ルお尋^ル官
米^ル皮^ルニ^ル亦^ル後^ル南^ルリ^ル前^ル日^ルお尋^ル米^ルを^ル捨^ル白^ル米
ニ致シ飯禁禁^ル由^ルお尋^ルハ左^ルリ^ル捨^ル給^ルハ捨^ル中^ルハ此^ル菜
お^ル上^ル向^ル去^ル場^ルお^ルハ^ル赤^ル人^ル也^ル若^ルク^ル平^ル日^ル捨^ル中^ル折
對^ル米^ルを^ル粥^ルニ^ル致^ルし^ル後^ル飯^ルニ^ル禁^ル禁^ル中^ル麥^ル老^ル麥^ル太^ル豆^ル小^ル豆^ル
ニ致シ粉^ルニ^ル牛^ルの^ル油^ルを^ル入^ル添^ル中^ルハ^ル肉^ル形^ル魚^ル形^ル等
食料^ルニ^ル牛^ルの^ル肉^ルを^ル重^ルニ^ル添^ル中^ルハ^ル口^ルニ^ル米^ル以^ル給
之^ル也^ル何^ルニ^ル替^ルリ^ル飯^ルを^ル尋^ルニ^ル右^ル米^ルニ^ル之^ル煙^ルハ^ル風
亦^ル石^ル直^ルニ^ルニ^ルカライサンタラエ千二百と旅病^ルニ^ル富^ル五^ル部^ル外^ル三人

旅宿し、又隣りて四百と聞位の家、上下二人共在、板門目
に厚く土を塗り、唐紙を張り、冬は火を焚き、冷たぬ、夏は
床を土に敷き、涼し、板を腰に懸け、居り、却り
り、井の水、好の蒲團に坐り、毛を土に厚く入、右蒲團
と、此の裏を土に敷き、中く、同じく、蒲團に、
坐り、右蒲團を、土に敷き、本宿の長枕を、土に敷き、
毛を厚く入、三ツ手枕を、土に敷き、中く、同じく、蒲團に、
坐り、右枕元に、御簾を、付し、法炮を、懸け、坐り、同じく、
人旅宿、一日、朝、飯を、食ひ、富子、御外之人、好寄、大、白、魚、
焼、入、坐り、好寄、右、坐、候、を、四、に、裁、候、知、し、麦、又、坐、候、
麦粉を、餅の、振、り、し、焼、候、坐、菓子、に、坐、候、中、に、虎、坐、候、
何、置、候、候、右、坐、候、中、に、御、外、人、方、坐、候、候、口、を、切、り、其、血、を、
吸、け、弟、女、中、に、書、付、候、候、引、き、き、き、ト、中、に、書、付、候、
候、候、入、用、候、候、板、付、右、書、付、持、返、り、候、候、
候、候、存、首、持、返、り、宗、右、言、候、候、中、に、合、事、候、候、中、に、商人、
候、候、子、コ、ウ、ク、方、に、コ、カ、ラ、イ、サ、ン、タ、ラ、エ、テ、其、外、御、中、に、坐、候、の、
候、候、其、夫、に、旅、宿、候、候、其、迄、其、迄、合、事、候、候、候、右、
候、候、子、コ、ウ、ク、方、に、知、候、の、贈、物、と、お、え、候、候、中、に、お、教、候、三、指、
候、候、新、年、候、候、何、と、漁、中、又、候、候、候、候、候、候、候、候、候、候、
商人、候、候、候、候、子、コ、ウ、ク、方、に、新、年、候、候、候、候、候、候、候、候、候、

よく小半袋あり大小色よくてお業四世目およくありし
相大なる牛角 日本の牛角より 特別大なるもの 中より牛のふくまを方
口業を入く書とこのまの細さ方より少なる穴をあけ
てんとさし南の方にひくと付て肩へみるやうに飛し
夜明けにれい老人越えて川一行の水をつくひ書とさし
てゆむるをし守信心をもとく後何ぞゆをぬす
松子やい志むくくもるぬたりし 老人の秘するみや
んまにいろは大田のむかひのひらとさし見せるに
片ありしといふ秘教の隠すまはりボタンかけのぬ
めの綿を入しよくお業を紙に包みかけられたるを
とりよりお身に入るしお業のむかひを首負 隠す 火
隠しおしりかきおをとりけくまよ火と打まはる彼
あつるの暗志より 毎夕いませし 七ヶ浦に火隠し
はたす

彼りおしちるの玉とさし 磨て何りし 磨くひるひ書
しよ暗く古徳物を何つあ紙又い古本縁 隠すの紙を
包み千ヤンとぬりしものを丸とてめて其らとこれと
込又いおるに ぬすの牛の再りしといふ手お書と
とニツつしおるのぬすの地をぬりし再りしやうい日書
の 写本 元身 抄書のふかきとあしとまて包みし 玉ありこれ

とてこれの進み 船中をよまると地をえりて
彼人より大少の提り、持病するれども 一昨後炮の合あり
者よりきて大り其上年他の大身性を仕出あるかま
手しよとそれと自由をせしと世界に我日本朝鮮艦隊
のよく人の少なるはるしとふ 西洋に別る大なりとふ
赤人のはるや事の中なるれはよく人よとえられ艦隊
はあれて居れどもれ少くはる大船の男斗ありと

^{概夷人の説多し}
フロシヤ人の日本に刀鈕の利あると殊非あされり
於日本人の火器をとり入れしを同し中と見えあり
以上開
史話

北地海防述略

一凡海防陸防とはこれの事なり其略然たる事ハ論及んば
然るも若し異艦洋中を渡るは或ハ別船を乗りたり
上陸の妨ありは此方よりハ高き處を役せしむるは
去年上陸し此の事ハ岸の上を人より討たざるは
出く大少後炮大術善心の二ツを多く若し死に佛は
勝利を得し若し一異人一砲を擡て要害を搦む
たる時ハ此方にてハ石止海陸一同に掛陸地ハ
少る及ハ血戦をなげたるものなる向ヶ海にハ
大面を仕掛敵船の腹を打潰しハ此の事なるは勿

但右の外方一異船右海への逸海より舟り此方の勢
と管留人と傳る時の為より此れは備右後大術の役
ハ勿論不可欠要緊の事なれ此後ハ此れハ可有効
考ふ

右に送其旨お記ハ尚其機ハ難し運用變化肝要ハ且
於此地迄能個煉ハ左ハ通ヤ

- 一 拾五玉異風為最難ナリ廻リ管修ノ志ハ回義
- 一 舟行支配向ハハ打方格ナリナリナリナリ
- 一 一歩歩足並ハ一文字為要の事

一 但時宜小等ノ簡便の備ナリハ事細別知ハ
一 大術火術ナリ此の者ハ不及ナリ支配向ハ一回為傳
マシ

但送其本莊藩時宜ハ寄込中

- 一 三拾五玉抱向ハ一カ為傳
- 一 火術ハ砲烙玉ヲ制夫ナリ簡便ハ火術試中
- 一 帆柱切玉ヲ 試中
- 一 若異船ハ此の節ナリ下向多身を着大ハ此砲火術ハ此
多配若橋船ナリナリナリ後ハ上陸の橋子ハ下
應ハ揚子ハ此の節ナリ此ハ此異船砲烙玉ハ此
二ツハ分ナリ一隊ハ兵人ハ陸の節ナリ此ハ此傳ハ此の節ナリ

船に火出し焼傷損折玉帆柱切玉口大角言船後打
母島の働を言ふ

一火船の中は楯兵系必死の言右の船に言り終り大
船中より本角割刺矢炮烙赤仕掛船とく言り付る
火薬を以て一回放す放す働海に楯舟を以て言語
引打す方お誠を言ふ

一船に仕寄りの言船或龜甲船に言る船

一右に船を以て相儀を以て面楯を以て船の左右に

流甚四五枚放す下へ本船儀の言を以てお用言

一陸より小船儀み小船を以て物入船を以て

言船を以て言

但射軍の言砲儀を用い言

一海陸共に小船を以て火矢射を以て流甚肝要

但流甚有若化習言

一小船を以て少角割しお知り言小船を以て

以て火の毒火を以て割す言毒火を若又小船を

以て火の毒火を以て

但矢炮烙を以て毒火を若造言中より射軍を以て

方言

一両中銃炮を以て

別本有

一 當流百子銃陸戦に要用しし事

其の撃つ三百目為るがハ三三三ト云ふ百子銃銃威
入事付しハ一の事の中馬を此種薬にてお放す故に

一 抱筒連込活動打方調練の子 別取

一 脚炮ハ三十同空で用しし事

一 子結し法炮しし事

此等の腰を為るに放らしし事

一 子結し薬しし事

此等の玉を薬に放すハ石打の如しし事

一 萬人少の言を連込此減去致しし事

萬人ハ 萬人形或ハ板を以て人形を造りし事

一 如腹打貫し薬ハ三百目心止し令厚キ筒に積薬して

二三所しお押付下り目こ覗こし打へし事

一 右ハ薬液り筒合薬を打放す故に若くは隙を以てし

ソクガ薬をさざしはしし事 打放す故に暴風如し打貫し

薬ハハ薬液力弱く玉を打へし

一 毒火ハ薬料を筒の中相廻りし時敵銃を以てお押す試

し事

一 葎楯しし事

其の能美地を以てし何の亦も其の枝を以てし竹

たをのさくよりしりし船後の看とありて（又陸地
に用也了）

右より砲臺へ飛進し中達し尤も時を切し其の臨機
亦多し船中より是は極力中事

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が複数行にわたって記されている）

エトロフ砲臺人五節次 賤着他あり由也 五月十六日

上畧

五月十八日

エト
五節次

尚し中らにけなラロシヤの倭砲に大敵に
し義こゝに難防有るん只古きを捕へ後炮を
山子傳
し身を大切に守りて
一は交系にラロシ船一艘は四五百石位
右大船の形に

役人なり

ニコライアイサンクラエシ
エワンベトロ五千

フエ上子に

ヨウトロニアロキチ

ヨトルキヤノエチ

エシテシトシ

シ子ヨウフ

舟乗船四十人解

小船の舟

ヨカラリワイノエチ

舟乗船拾八九人

以後上陸の志母つる持船の願書

千加クキニシエノエトニゴサツノロエダシタモノニモウシフケ

下後ニ
船政
大船後
カニニ役
俸役ノ事ニ

役人之

トカエアキナエノエトコエ子カエニサシツカハシヨラロテホウバ
トウヨウニヨリヤイギニミヨウシノラエアキナエシユビヨク
イタシノロハバニゴトニシヤハセニソシソウライトモタク
長カキヘシシヤラツカハシソウラヘトモタヘニシモナク
延々ナサレソウロ且エニイヘンハシメテコハモトノテニ
カサヨリヲ大キクハララタチテアキナエテモナクハカ
ヒトドウヨウニカラフトソレニヨツテサイニヨ子カイヲキ
ソウライトモキハウケナクソレユエニコノタヒコノモトノ
手垂ニセモウシテモキカナイトキニハキタノ千トリ
アケモウシヘクソウロ十口ウエトナラハヘンシノタヨリニテモ

しなれすすよろく進めしめて有り申す又まゝの福
如の節叶はせりて末代あるやすく政交必無き由は
左様無事なれば又も船は江山をきしけりてゆり可
中

月日

ワロシヤ

松前奉行様

向分中誠の文字通り字之

日布五書に字を添山外平太夫

いよいよ此等事と統一の御用少子紙に通りよては通商の
形あるの事には快きおろしや若れ義のあるあるれ共

是迄通商の成志あるは事途が程程をいへりては通商
の事より越され申入るの時を知らば山をきし又りて
きまひに事と共れなれりて申す如くおと通商を
するす其國が船は江山をきし時を此等事と要事と
かこのいふ事とをいへすし通商の事とては是迄
の事とをいへりて改く懸念の事あるは日本人を此
迄にきし言ある事の中をいへし志がらんや如くい
ら其年六月度太政官有事の御公事よ及申すに
一あく志んるをいへりて地方をなれ物ある事と若
手は御事より有らるるに如くはけりよは程程ある事

通商の事を知る

月日

名

ラロシヤ船大将

ミカラウイサシタラシ

三十二三

附

下役

ヒヤウトニレキチ

三十才

イワンヘトロエチ

二十五才

船頭

ヒヤリトロキワノエチ

三十四才

中船大将

カフリウワイノエチ

二十四才

